

招集告示年月日		平成 29 年 2 月 22 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 29 年 3 月 1 日午前 10 時 00 分			閉会	平成 29 年 3 月 17 日午後 1 時 54 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸 義昭	応・出	8 番	津端 眞一	応・出	
	2 番	村山 道明	応・出	9 番	大平 謙一	応・出	
	3 番	石田 タマエ	応・出	10 番	河田 強一	応・出	
	4 番	風巻 光明	応・出	11 番	藤ノ木 浩子	応・出	
	5 番	恩田 稔	応・出	12 番	吉野 徹	応・出	
	6 番	桑原 洋子	応・出	13 番	桑原 悠	応・出	
	7 番	中山 弘	応・出	14 番	草津 進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村 憲司	○	税務町民課長	上村 栄一	○	
	副町長	小野塚 均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	江村 善文	○	
	教育長	桑原 正	○	建設課長	柳澤 康義	○	
	農業委員会長			教育委員会教育次長	清水 修	○	
	監査委員	中島 豊	○	会計管理者	桑原 松洋	○	
	総務課長	根津 和博	○	病院事務長	桑原 次郎	○	
	福祉保健課長	高橋 秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	村山 詳吾	議会事務局班長	小林 武		
会議録署名議員	1 番	半戸 義昭		8 番	津端 眞一		

[付議事件]

(3月17日)

- | | | | |
|-------|--------------------------|--|-------------------------|
| 日程第1 | 議案第19号 | 財政調整基金の処分について | |
| 日程第2 | | 議案第20号 | 平成29年度津南町一般会計予算 |
| 日程第3 | | 議案第21号 | 平成29年度津南町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第4 | | 議案第22号 | 平成29年度津南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第5 | | 議案第23号 | 平成29年度津南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第6 | | 議案第24号 | 平成29年度津南町簡易水道特別会計予算 |
| 日程第7 | | 議案第25号 | 平成29年度津南町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第8 | | 議案第26号 | 平成29年度津南町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第9 | | 議案第27号 | 平成29年度津南町病院事業会計予算 |
| 日程第10 | 発議案第1号 | 核兵器禁止条約に対し積極的なイニシアティブを発揮し、速やかな締結を求める意見書の提出について | |
| 日程第11 | 平成28年陳情第5号 | 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める陳情 | |
| 日程第12 | 発議案第2号 | 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について | |
| 日程第13 | 議員派遣の件について | | |
| 日程第14 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について | | |

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午後 1 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

議案第 19 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 2

議案第 20 号 平成 29 年度津南町一般会計予算

日 程 第 3

議案第 21 号 平成 29 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 4

議案第 22 号 平成 29 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 5

議案第 23 号 平成 29 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 6

議案第 24 号 平成 29 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 7

議案第 25 号 平成 29 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 8

議案第 26 号 平成 29 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 9

議案第 27 号 平成 29 年度津南町病院事業会計予算

議長（草津 進）

議案第 19 号から議案第 27 号まで、一括議題といたします。
討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第 19 号について討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 19 号について採決いたします。

議案第 19 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 20 号について討論を行います。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
6 番、栞原洋子議員。

（6 番）栞原洋子

日本共産党議員団を代表いたしまして、平成 29 年度一般会計予算に対し、反対の立場で討論いたします。

今、国会では、教育の現場をめぐり国政を揺るがすほどの疑惑で安倍政権は危機に陥っています。憲法と人権を踏みにじる安倍政権の暴走、原発再稼働、原発輸出を推進するなか、福島では今でも原発事故により 8 万人近くの県民が避難生活を強いられています。沖縄の米軍新基地建設反対、戦争する国づくりを許さない戦いは、国会前のデモ、全国各地での反対運動は途切れることはありません。安倍政権は、社会保障のための財源といい、消費税増税をしておきながら、年金の削減、医療・介護の負担増と給付削減などの改悪は、国民の暮らしを脅かしています。国民の声を無視した政治の在り方に津南町の住民も怒りの声を上げています。こうした悪政のもと、住民が安心して暮らすために新年度予算がどう反映されているのか、幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、1 点目は、住民の命と健康を守るための津南病院が運営の危機に陥っている重大な問題です。6 億円という大きな赤字を生んだ、その大きな原因は、人員確保をせず、看護師不足による病床削減が、収入減をもたらしたと考えます。国の医療費抑制政策のなかでは、病床機能の転換や削減を促し、2025 年までに約 15 万床を削減する計画であります。地域医療構想では、厚生労働省が早期の策定を求めるなか全都道府県が今年 3 月末までに定める予定です。そういうなかで津南病院については、十分な協議もなく空き病床の利活用を進め、病院運営審議会に理念も具体的な方針も示そうとしない姿勢は、住民に対しても非常に無責任であります。人員を確保し、安心してかかれる町立病院にすることは、開設者である町長の最大の責務であります。

次に、農業についてであります。過度な農産物輸入自由化による価格下落を国が進める 6 次産業で補われるのか。国は、認定農業者に対しては手厚く手当をするが、圧倒的に多い兼業農

家や家族農業者は農業者として認めていません。町長は、農業立町をうたうのであれば、国の言いなりではなく、小規模農家に対しても手を差し伸べ、農業を生きがいの思い、所得を増やせるような施策をぜひ行っていただきたい。

子育て支援、若者支援に向けては、正規雇用を増やし、充実させていくことこそ、町長の言う「強くてどこよりもやさしい津南町」が現実となるのではないのでしょうか。

ジオパーク、大地の芸術祭にも、多額の税金が投入されています。しかし、住民がもっと身近に感じ、自分たちが主体となって参加し、発展するよう支援していく方向にしなければ、継続することは難しいと考えます。

一つ評価できることは、長年の住民の願いであった危険な町道、深見坂の拡幅改良工事に着手するための予算が盛り込まれたところでもあります。

最後になりますが、新年度予算は、住民への負担を軽減し、所得を増やすための予算編成であってほしいと願い、私たち共産党議員団は様々なことを提案してきました。町長からは、国の言いなりではなく、悪政からの防波堤となり、町民に寄り添った町政を行うことを切に願い、平成29年度一般会計予算に対し、反対討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、石田タマエ議員。

（3番）石田タマエ

平成29年度一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

財政面においては、公営住宅建設事業や福祉施設建設が終了したことにより、予算総額は、69億3,500万円、対前年比7.6%減額であります。自主財源の柱となる町税が、対前年比3.29%増と見込まれております。当然、年度内の補助事業のボリューム等によって比率が変わってくるので一概には言えませんが、金額にして3,363万6,000円増によって、自主財源比率が27.4%、前年比24.51%と、多少ではありますが、改善してきていることが伺えます。

具体的な施策につきましては、人口減少対策として、少子高齢化が急速に進む現状では、移動手段の確保が将来住み続けられるか否かの大きな判断材料になります。今年度は、公共交通体系の見直しの検討がスタートすることに大きく期待をいたすところであります。

一方、子育て面においては、妊産婦医療費や子ども医療費の助成の継続に加えて、産後ケアサービスの助成を新たに開始し、子どもを産み育てやすい環境が一步一步整いつつあります。

教育関係では、長年懸案であった津南小学校の増改築に着手いたします。特に支援児対応の整備と町内の全小学校児童の交流を視野に入れた計画は、子どもたちのより良い学びの場へと大きく環境が整います。さらに、津南小学校に限らず、各学校で支援児対応の支援員を継続して町独自で加配していることは、寄り添った支援児教育をより深めていくことと大きく評価をするところです。

農業政策においては、コメの消費が落ち込んできているなかで7年目を迎える津南町認証米が、消費者から選ばれるコメとして年々需要が伸びてきており、引き続き助成制度を継続し、津南産米の位置付けをより確かなものへと期待するところであります。また、畑作については、

アスパラガス、ニンジン、切り花は、市場評価も高く、引き続きコスト低減に取り組むことはもとより、雪室貯蔵のジャガイモやサツマイモなどの新たな産地化に向けた取組は、TPP の見通しが立たないなかで津南独自の農業政策によって農業立町を自他ともに認められる津南農業へと期待をいたします。

一方で今後の重要な課題として、津南病院の抜本的な改革が求められています。町民が安心して暮らせる地域づくりのために真剣に地域医療の在り方を検討していかなければなりません。今ほどの反対討論に対してですが、津南病院の経営悪化については、医師・看護師不足が一因であることも否めませんが、地方の人口減少による患者数の減少は、全国的な傾向にあります。また、医療の高度化等により、地域の医療環境が大きく変わり、津南病院に求められる医療ニーズも変わってきています。これらのことから、津南病院の患者の減少が収入減少の大きな要因と考えられます。また、看護師不足による入院制限は、今まで一度もなかったとのことであり、現状は人員基準を満たしております。これらの現状を正しく認識し、また、正しい情報を住民にお知らせすることで、住民と課題を共有して取り組んでいかなければならないと考えます。今後は、魚沼圏域の医療体系の中での津南病院の位置付けを明確にし、町民の医療ニーズに的確に答えていく方向を見極めて、誰でもが住み続けられる町づくりに向けて果敢に挑戦していくことを望んで、賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 20 号について採決いたします。

議案第 20 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—(起立 11 名、非起立 2 名)—

賛成多数です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 21 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

国民健康保険特別会計について反対討論を行います。

国民健康保険は、いよいよ 2018 年から、財政運営の責任主体を市町村から都道府県に移行する国民健康保険の都道府県化が行なわれようとしています。政府は、各市町村の医療費削減の努力を評価して予算を配分するような、そういった制度の導入を狙っています。国民健康保険の都道府県化は、医療費抑制を狙うものと考えられます。国民健康保険には、高齢者や低所得

者が多く加入しており、財政基盤がぜい弱といった問題を抱えているなかで国は国庫負担を減らし続けてきました。平成 27 年からは、国は低所得者対策として、保険者支援の拡充で約 1,700 億円を投入いたしました。我が町国民健康保険においては、この都道府県化をにらみ、国民健康保険料の値上げが行なわれてきただけではないでしょうか。今年度、一般会計からの法定繰入をなくし、基金から 3,000 万円が投入されました。保険料は据置きとなっておりますが、3 年連続の値上げはされたままです。私は、国民健康保険料の負担軽減を求めます。町民の暮らしを支える町政として一般会計からの法定外繰入れも行い、国民健康保険料の引下げを図るべきと考えます。1 世帯 1 万円の軽減とすれば、約 1,500 万円の予算です。低所得者、高齢者が多く加入する国民健康保険に対し、負担だけを求める姿勢には納得できないことを申し上げ、討論いたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 21 号について採決いたします。

議案第 21 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 22 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

後期高齢者医療特別会計について、反対討論いたします。

75 歳以上の高齢者を国民健康保険や健康保険などと別建てにしている、この後期高齢者医療制度については、高齢者を年齢で差別し、負担増と差別医療を押し付ける世界でも例のない高齢者いじめの仕組みだとして、私は、新潟県の後期高齢者医療広域連合議会でも反対をしてみました。制度開始直後は、「姥捨て山」とか、「早く死ねというのか。」などと非常に国民の怒りがわき起こりました。自公政権は、保険料軽減や差別的な診療体系を手直ししましたが、制度そのものは、これまで温存されてまいりました。平成 29 年からは、医療保険の制度見直しにより、75 歳以上の高齢者は、4 月から低所得者に対する保険料の軽減措置が縮小されます。予算説明では、所得割では 230 名、被用者保険加入者の扶養から移った人の均等割では 483 名、合わせて約 400 万円の負担増となることが分かりました。高齢者は、病気になりがちなうえに収入も限られています。そうした高齢者に今、年金を減らし、介護保険料は見直すために値上げ

をし、入院や施設入所等では、預貯金などの財産に応じた負担を求め、更にこの医療保険料の負担を増やす。私は、これほど二重にも三重にも高齢者を苦しめるものは、許すわけにはいきません。高齢者を差別し高齢者に冷たいこの医療制度については、反対いたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 22 号について採決いたします。

議案第 22 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 23 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

介護保険特別会計予算について反対討論いたします。

介護保険制度は、今、社会保障改悪の先頭を切って、制度改悪が毎年行われています。今年からは、要支援 1・2 の通所介護と訪問介護が保険給付から外され、自治体の考え方次第で事業の進め方や質が異なってまいります。自治体によりサービスの質が変わってくるのです。私はこの間、サービスの質を落とさないように現行相当のサービスを維持していただきたいことや、相談窓口ではチェックリストで振り分けを行うことなく、全ての相談利用者には、介護認定申請を先行して保障するよう求めてきました。町としても、その立場で進めていただける方向となったことは、大変嬉しく思っております。そして、町の介護保険制度には、住宅サービス利用者への利用料の軽減、在宅介護手当と住民への温かい支援が継続されていることは、大変嬉しく思っているところであります。しかし、国の社会保障削減路線のなかで、更なる負担増と制度改悪が際限なく行われています。8 月からは、高額介護サービス費の引上げで月額負担上限が、月 3 万 7,200 円から月 4 万 4,400 円に引き上げられます。2015 年 8 月に利用料の 2 割負担が導入されたばかりであります。2018 年 3 月からは 3 割負担を導入しようとしています。「給付と負担のバランスを取るためだ。」と、負担増を当然のように正当化しておりますが、今、町民からも、この利用料負担で悲鳴の声が上がっています。地域密着型のミニ特養は個室となっており、そのほか、食費・居住費、介護度等によっての月額利用料は、十数万円です。国民年金では、とても入れない利用料となっています。ある女性の方は、「おばあちゃんがデイサービスや短期入所を利用しながら、自分では働いているんだけど、自分の稼ぎはおばあち

ゃんのその利用料に足さなければ、とても利用できない。」というふうに言うておりました。40歳から誰もが介護保険料を払っております。介護が必要になったとき、必要なサービスが受けられる介護保険制度にしなければなりません。お金のある人だけが利用できる制度では困りません。保険料だけを払って、サービスが利用できないのでは困るのです。社会保障削減路線を何としてもストップさせて、誰もが年老いても安心して利用できる制度となるまで、私は反対いたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第23号について採決いたします。

議案第23号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第24号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第24号について採決いたします。

議案第24号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第25号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第25号について採決いたします。

議案第25号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第26号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第26号について採決いたします。

議案第26号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 27 号について討論を行います。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
反対討論なしと認めます。
次に、原案に賛成の方の発言を許します。
2 番、村山道明議員。

（2 番）村山道明

津南病院の事業会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。
私は、この予算案がベストの予算であるとは考えませんが、ベターに近い予算であると受け止めております。今、病院長及び副院長を中心に寝たきりや認知症をできるだけゼロに近づけ、健康寿命を延ばすことを目標としまして、生活習慣病や精神内科など予防医学に取り組んでおります。先般示された病棟の利活用報告書の提言を含め、再生に前向きに対処されることを願っております。地域で暮らしている町民のための医療体制を維持し、運営を充実させることは当然であります。本予算案は、最善の予算とは言いがたいとしても、今日の置かれた状況を好転させるべく一層の努力を重ねるよう特に意見を付して賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。 —（討論者なし）—
賛成討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
議案第 27 号について採決いたします。
議案第 27 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

発議案第 1 号 核兵器禁止条約に対し積極的なイニシアティブを発揮し、速やかな締結を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第 1 号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
4 番、風巻光明議員。

（4 番）風巻光明

それでは、津南町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、「核兵器禁止条約に対し積極的なイニシアティブを発揮し、速やかな締結を求める意見書の提出について」の発議をいたします。提出者は、風巻光明。賛成者は、藤ノ木浩子議員、大平謙一議員、中山弘議員、栗原洋子議員の 4 名でございます。

提出の理由についてでございますが、平成3年に「核兵器廃絶平和な町」を宣言した当町において核兵器使用による武力行使の中止を求めるため、本意見書を提出するものであります。

意見書の内容について、概略を御説明いたします。配布されてあります裏面に記載されてございます。平成28年、昨年ですが、10月27日、国連総会の第1委員会は、核兵器禁止条約の締結交渉を翌年開始する決議案を賛成123か国という圧倒的多数で採択し、また、12月の国連総会でも本条約の交渉開始を113か国が賛成し、採択となりました。これによりまして、核兵器を禁止して、その全面廃絶につながる法的拘束力のある法文書、いわゆる核兵器禁止条約の交渉が、本年、平成29年3月及び6月から7月の間に国連のニューヨーク会議で開催されることが確実となりました。これにつきましては、被爆者を先頭に核兵器廃絶の緊急性を訴え、核を保有していない世界の諸政府が、20年来取り組んできた歴史的な成果であります。日本政府が、この決議案に反対の態度を示したことは、唯一の核による戦争被爆国として極めて残念なことでもあります。昨年5月にアメリカの大統領として初めて広島を訪れたオバマ大統領のスピーチ、また、広島平和記念式典での安倍総理の言葉。これは、どういうことを言ったかといいますと、お二人とも「核兵器のない世界を必ず実現する。」というふうに言っております。この言葉に対して、平和を願う国民は、大きな期待感を持っていたなか、このことに反対したことに大きな失望を抱いております。核兵器禁止条約が国連加盟国の多数の賛成を得て発効すれば、人類は歴史上初めて核兵器は国際法上違法なものであるということを公布することになります。核保有国と非保有国の間で深刻な亀裂を生じ、対立が懸念されるなか、日本政府は唯一の戦争被爆国として、本核兵器禁止条約の速やかな締結に向けて積極的なイニシアティブを発揮されることを強く要望いたします。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣でございます。

以上でございます。

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。

2番、村山道明議員。

（2番）村山道明

1点だけ伺わせていただきます。昨日、米国のティラーソン国務長官が来日して、そして、北朝鮮の対応について、今までと方向転換をした言動をしました。軍事行使を含め、あらゆる手段を使うということで、日本に協力を求めて、韓国・中国に旅立ったということです。この意見書の中で、昨年10月27日に採択された交渉決議では、核保有国全ての国が反対し、棄権いたしました。日本も反対いたしましたわけです。ただ、不思議と北朝鮮は賛成しました。北朝鮮は、核実験を続けておりますし、再び準備をしております。そのなかでミサイルを秋田県沖まで平然と飛ばしているわけです。この現実から鑑みますと、抑止力の必要性を感じている人も多いはずであろうと思っております。そこで、意見書なのですが、被爆国だから積極的に締結に指導を発揮せよという要望書だろうと思っておりますが、アメリカの核の傘に依存している国、日本に対し、今時期にこのような意見書を提出する意図はどこにあるのでしょうか。お聞かせください。

議長（草津 進）

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

ただ今の質問で、核を持つ国全て、北朝鮮を除いて全ての国が反対したということに対しては、少し誤りがありますので、訂正をお願いしたいと思います。核兵器保有国で反対したのは、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、イスラエルでございます。持っていますが、この条案に賛成したのは、北朝鮮とイランでございます。核保有国で棄権したのが、中国、インド、パキスタンでありますので、全ての国が反対したということではないことを申し上げておきます。そこで、核の抑止力という話が出たわけですけれども、まず、日本の一番のジレンマは、アメリカに核爆弾を落とされて、広島で人口42万人のうち約20万人が死亡しています。長崎も人口24万人のうち十数万人が死亡しております。こういった非情なアメリカから、そういった戦争による爆撃を受けて、これだけの多くの人々が亡くなってしまっているなかで、その爆撃した国の傘下に入るということで、非常にこれは日本もジレンマを感じているのではないかというふうに私は思っています。そこで、今、北朝鮮と中国のお話が出ましたので、核の現状をお話してから、なぜ抑止力が必要ないのかというような見解についてお話したいと思います。アメリカ・ソビエトが過去ずっと核爆弾というものをいっぱい持っていたわけですけれども、どのくらい持っていたかということ、1990年には全世界で6万発持っています。アメリカが2万5,000発くらい。ソビエトも2万5,000発くらい。この二国だけで6万発のうち5万発を超えているわけですよ。そういったなか、NPTという、いわゆる核拡散防止条約というのができて、核軍縮をしていきましょうという動きがずっとあってしてきたのですが、それでも現在、約4分の1になりましたけれども、1万6,000発の核弾頭を持ってございます。アメリカが5,100発。ロシアが5,700発。そのほかは、中国とかはありますけれども、そういうことです。そういったなかで、私は北朝鮮や中国に味方するつもりはありませんけれども、とって、アメリカやロシアの味方をするつもりもありませんが、中立の立場で言いますと、今までアメリカは、広島・長崎の原爆のあと、現在まで約60回1,100発の核実験を行っています。ロシアは、700回の核実験を行っています。北朝鮮は、10年ほど前から6回6発しかやっていません。中国は、45回45発しかやっていません。北朝鮮に言わせれば、今までずっとアメリカ・ロシアが何千発もの核実験をやっている、今、核の傘というのですか、国際安全保障上の核の傘下に入っているという、そういったアメリカ・ロシアがそれだけの数の核実験をやってきて、やっぱり核には核で対抗するという、北朝鮮がたかだか6回の核実験をやったことに対して非難するというのは、非常に不平等ではないかと、北朝鮮はそういうふうな思いなのです。中国も45回くらいしかやっていませんから。そういう意味において、核には核で対抗するという今の世の中になってきているのですけれども、これに対しては、やはり一つの事例で挙げますと、いわゆるアメリカの銃社会。攻撃されて殺されそうになったら、合法的に正当防衛で銃を使って射殺することもできるというような。こういったことで、銃社会一つ例に挙げても、自分たちの防衛のためにやっているのだと言っても、非常にそういった悲惨な事件がアメリカでは起こっているわけです。核については、だんだん減らしてきているけれども、まだ1万6,000

発の核を持っていると。世界が193か国しかないのに1万6,000発も核をどこに打つのだろうというくらい、非常に私は不思議に思っているのですけれども。核戦争、いわゆるどこかが核爆弾を打ったら、必ずどこかが核で対抗してくると思いますけれど、そういうふうになると、もう世界は終わると思うのです。消滅してしまうのではないかと考えていますので、やはりこれだけ核軍縮というのを核拡散防止条約ですと取り組んできて、日本はその中間で取りまとめ役をやっていたわけですから、やはり核廃絶をして核戦争だけは絶対なくさなければいけないだろうという思いで、これを発議したわけです。したがって、オバマ元大統領と安倍総理が、「核なき世界を実現する。」ともう国民の前で公表しているということに対して、核の保有を、装備を賛成するという事は、国民に対して虚偽発言をしたのではないかと。オバマ元大統領にいたっては、チェコのプラハで同じようなことを言っているわけです。ノーベル平和賞まで貰っているのです。ただ、トランプ大統領は、「今度は日本と韓国も核兵器を持て。」なんて大変なことを言っていますけれども。いずれにしても、一言で言うと、核戦争が起これば、世界は消滅する、終わる。だから、無くさなければいけないのだと思っていますし、津南町は核廃絶を宣言している町でありますので、津南町議会から、これについて発議したいと私は考えているわけです。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

賛成討論をしたいと思っております。

核兵器禁止条約に対し積極的なイニシアティブを発揮し、速やかな締結を求める意見書の提出に賛成いたします。今、世界では、軍事力拡大と戦争の危機が叫ばれております。力と力のぶつかり合いでは、何百年も前から解決の道はありませんでした。解決の方法は、話し合いしかありません。そもそも、核兵器を使うと世界が滅亡すると言われている兵器です。恐怖による均衡などということは、人類にとって最も悲しい選択です。津南は、平成3年に核兵器廃絶平和宣言をした町です。町議の皆様、平和を願う心を信じています。全員賛成で意見書を提出することを願っております。皆様の賛同をお願いします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

発議案第1号について採決いたします。

発議案第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 11

平成28年陳情第5号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める陳情

議長（草津 進）

平成28年陳情第5号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（大平謙一）

『協同労働の協同組合法（仮称）』の速やかな制定を求める陳情について産業建設常任委員会では、この法制化を目指す市民会議のほうから必要性を求められて、この法制化に対する審議を2回、3回とやってきました。そして、新潟からわざわざその担当者呼んで審議をした結果、全員賛成で採択をすることにいたしました。この協同労働というものは、働く方法の多様化というなかで非常に今後、求められてくるものと考えております。なかなかこの法制化というのは、国会で国会議員が大勢賛成しているのにもかかわらず、法制化ができておらないということなのですが、今の働く方法の多様化というなかでは、この協同労働法というのは、制定をしたほうが私の考えでは良いと思ったし、皆が賛成しておりますので、議員の皆様にも賛同をお願いしたいところです。

以上です。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

— (質疑者なし) —

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

平成28年陳情第5号について討論を行いません。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

平成28年陳情第5号について採決いたします。

平成28年陳情第5号に対する委員長報告は採択です。平成28年陳情第5号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、平成28年陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日 程 第 12

発議案第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

この「『協同労働の協同組合法（仮称）』の速やかな制定を求める意見書の提出について」は、先ほど説明したとおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

発議案第2号について採決いたします。

発議案第2号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 13
議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議案といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 14
議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（草津 進）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（上村憲司）

平成29年津南町議会第1回定例議会であります。いわゆる予算議会でありますけれども、1年間の中で一番長丁場の議会であり、また、最も重要かつ町の中枢を占うという議会であります。慎重なる御審議、また、誠意あふれる、町行政に対しての議員の皆様の御審議ということに改めて深く敬意を表し、感謝を申し上げさせていただき次第であります。今日、実は私は、一昨日のニュースで急に流れたのでありますけれども—今朝の新聞紙面を見て、いわば思いとすると、思いの中では6年前の地震に次ぐような大きなショックというか、そういったものを受けました。御案内のとおりでありますけれども、我が県を代表する企業であります「(株)第四銀行」並びに「(株)北越銀行」の企業合併が来年4月に行われるということでもあります。その理由が、経営の好転が全く見通しが付かないからというものであります。これはこれからのように動いていくか、私ごときがとやかく言うべきではないのでありますし、また、民間企業のそういった経営ということに関してでありますから、それについてとやかく申し上げる気は全くないのですが、この動きというものが、本県の経済、あるいは景気、そういったものに与える影響というものが、どのようになるのかということに非常に強く懸念をし、また、昨日そのニュースに接してからずっと考え続けておりますけれども、恐らく議員各位におかれましても、相当な関心ということで注目をしておられるのだらうと思っております。いずれにしても、そういった環境というものに我が県は置かれておる。あるいは、我が国はあるということをしつかりと我々も意に対しまして、なさなければならぬ事々を着実に成していき、そういった町行政でありたいと願っておるところであります。そうした意味におきまして、繰り返しになりますけれども、本議会で上程させていただきました来年度の一般会計予算をはじめとする全ての議案について、承認若しくは御可決をいただきました。改めて感謝を申し上げ、共々に迎える新年度が、後顧の憂いなきよう全心全力で町政に邁進させていただき決意でありますので、どうか議員各位におかれましても、御尽力を賜りますよう改めてお願い申し上げ、私の本会議における御礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（草津 進）

これにて平成 29 年第 1 回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後 1 時 54 分）—